

地域指定年度	平成19年度
計画策定年度	平成23年度
計画見直し年度	令和3年度

野洲農業振興地域整備計画書

令和3年5月

滋賀県 野洲市

目 次

第1. 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	5
第2. 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7
第3. 農用地等の保全計画	9
1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第5. 農業近代化施設の整備計画	15
1 農業近代化施設の整備の方向	15
2 農業近代化施設整備計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第6. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2 農業就業者育成確保施設整備計画	17
3 農業を担うべき者のための支援の活動	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連	17
第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	18
3 農業従事者就業促進施設	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連	18
第8. 生活環境施設の整備計画	19
1 生活環境施設の整備の目標	19
2 生活環境施設整備計画	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	19
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	19

第9. 附図	
1 土地利用計画図 (附図1号)	20
2 農業生産基盤整備開発計画図 (附図2号)	20
別記 農用地利用計画	
(1) 農用地区域	20
ア 現況農用地等に係る農用地区域	20
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	20
(2) 用途区分	20

第1. 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市の土地利用は、農用地が全体の約4割、山林・原野が3割強を占めており、残りが市街地や工業用地等となっている。市街地は、JR琵琶湖線沿線と野洲市役所北部合同庁舎周辺を中心に広がり、大規模な工場用地は野洲川沿いとJR沿線に点在している。農用地については、野洲川の下流地帯の肥沃な土壌と豊富な用水に恵まれ、古くから良質米の穀倉地帯である。農用地のほとんどが、ほ場整備事業等によって基盤整備が完了しており、効率的かつ安定した生産が図れる優良農地であり、自然環境と市街地との調和を基本に土地利用を図っている。

今後の土地利用の構想は、生産基盤整備の積極的な実施により確保できた優良農地の高度利用を基本として、市街化区域との機能分担を明確化しつつ、快適な環境に恵まれた本市農村地域の形成を目指す。

そのため、以下の基本的な方針により土地利用を進め、豊かな農村環境の形成に努める。

①農業生産の向上を図るために必要な農用地等の確保

ほ場整備事業等により整備された美しい田園風景を形成する優良農地の確保を図ることを基本とし、農村地域の秩序ある土地利用に努める。

また、本市の面積の約4割を占める農用地のほとんどは基盤整備の完了した優良な農地であるため農業振興地域整備計画に即し、優良農用地の保全に努める。

②農用地区域への編入

営農環境が整った一団の農地について土地利用計画の見直しを行い、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に定める基準に基づき、可能な限り農用地区域への編入を図る。

③非農業的土地利用

本市の中央にはJR琵琶湖線があり、京都・大阪への通勤圏であることからベッドタウン化や企業の進出により人口増につながってきた。

市の総合計画における土地利用の基本方針では、市街地のにぎわいの創出と、周辺地域における自然的環境・景観の保全との調整を図りつつ、秩序ある計画的な市街化区域の拡大を図るとともに、森林、農用地の土地利用転換にあたっては、慎重な配慮のもとで適正かつ計画的に進めることとなっている。

特に、市街地においては、様々な都市機能の集約によりにぎわいを創出し、多様な人々が集い、憩い、楽しめる快適な住環境の整備を進めることとなっている。

また、周辺地域においては、既存集落の活力低下や空洞化を防ぎ、地域コミュニティの維持を図ることとなっている。

更に、公園や緑地を計画的に配置することで、生活の快適性を向上させるとともに、災害や犯罪に対する安全性を高めることとなっている。

こうしたことから、農用地の非農業的土地利用にかかる調整に関しては、社会情勢の変化や地域の実情に応じ、保全する区域と開発する区域を明確に区分し、都市的土地利用と自然的土地利用の適正な組み合わせに配慮するとともに、都市計画マスタープラン等との調整を行い、計画的な土地利用を図っていく。

(農業振興地域内)

単位：ha, %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和3年)	2,561	66.7	26	0.7	112	2.9	1,141	29.7	3,840	100.0
目標 (令和7年)	2,553	66.5	27	0.7	112	2.9	1,148	29.9	3,840	100.0
増 減	△8		1		0		7		0	

転用の趨勢による

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,561haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約2,429haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積			備考
		農用地	森林その他	計	
		ha 132	ha 1,248	ha 1,380	

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha以下の農用地

該当集落数 49 該当農用地面積 約132ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でない認められる次に掲げる農用地

・ 桜生集落の南角周辺に存在するおおむね傾斜度1/100以上の農用地 約 2ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設の種類
高木池	高木1279-1	2.8ha	調整池
入町池	入町265	1.3ha	ため池
新池	小堤814	0.4ha	ため池
奥平子池	小堤1143	1.2ha	ため池
陰幻堂池	小堤1231	0.5ha	ため池
計		6.2ha	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積(ha)	農業用施設の種類
米麦大規模乾燥調製貯蔵施設	六条	1.0	大規模乾燥調製貯蔵施設
低温農業倉庫	六条	0.1	近江米販売促進施設
農機具格納庫	六条	0.1	農機具格納庫
花きガラス温室	比留田	0.1	ガラス温室
営農指導拠点施設	堤	0.5	営農指導拠点施設
野洲カーネーション団地	富波乙	1.0	カーネーションガラス温室施設
野菜温室ハウス	小南	0.6	野菜水気耕栽培施設
野菜ハウス	北桜	0.4	野菜栽培施設
米麦大規模乾燥調製施設	高木	0.9	米麦大規模乾燥調製施設
水稻共同育苗施設	高木	0.1	水稻共同育苗施設
農産物集出荷場	高木	0.1	農産物集出荷場
農機具格納庫	高木	0.1	農機具格納庫
栽培管理施設	吉川	0.3	栽培管理棟等
その他農業用施設用地 等	全集落	19.9	農舎・農業用倉庫・農業用資材置場
計		25.2	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林については、将来ともに農用地の開発が不可能なため、農用地区域の設定は行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域2,460haの土地利用状況をみると、現況農用地2,429haの利用区分は田2,258ha、畑169ha、樹園地2haで、他に農業用施設用地25ha、その他6haとなっている。

今後の土地利用については、農業生産基盤の整備により確保された優良農地の保全を基本

とし、農地中間管理機構、農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の活用を促進する。

田については、農地の集積による農業経営の規模拡大と、新規需要米や水田野菜の栽培、飼料作物の作付を進め、農地の高度利用により優良農地として保全に努めていくとともに、ほ場の大区画化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、地域特性をいかした効率的な土地利用を図る。

畑については、畑地かんがい施設が整備された区域を中心に野菜が栽培されており、消費地に隣接した都市近郊農業を生かすため、ブランド力の強化、生産体制の強化、6次産業化等の推進を図る。

農業用施設用地については、農業を行う上で必要不可欠な施設であるため、適正な設定に努め、農地の高度利用に努めていく。

単位:ha

	農地			農業用施設用地			その他			計		
	現在 (R3)	将来 (R7)	増減	現在 (R3)	将来 (R7)	増減	現在 (R3)	将来 (R7)	増減	現在 (R3)	将来 (R7)	増減
A地区	258	258	0	1	1	0	-	-	-	259	259	
B地区	1,079	1,077	△ 2	5	6	1	-	-	-	1,084	1,083	△ 1
C地区	61	61	0	-	-	-	-	-	-	61	61	
D地区	653	652	△ 1	15	15	0	6	6	0	674	673	△ 1
E地区	378	377	△ 1	4	4	0	-	-	-	382	381	△ 1
計	2,429	2,425	△ 4	25	26	1	6	6	0	2,460	2,457	△ 3

※採草放牧地、混牧林地及び森林原野等は該当なし

※端数処理の関係上、各項目を合計した値と、合計欄の数値が合わない場合あり

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（湖岸地区）

本地区は、県営ほ場整備事業により整備された旧野洲川北流の下流部に広がる農用地であり、琵琶湖岸一帯については、県内有数の砂浜をはじめ、豊かな自然的資源、生活、文化、芸術等の歴史的資源等固有の地域資源が集積している。

これらの地域資源の維持・保全を図るとともに、良好なほ場条件を活かした高収益性農業の振興及び、農村と都市との交流による地域振興を図る。

特に畑地については、第2次農業構造改善事業による畑地かんがい施設が整備され、野菜生産の主産地として形成しており、今後も都市近郊の立地条件を活用したメロンの産直、春菊などの特産野菜の生産、加工など需要動向に即した野菜産地の育成に努める。

また、近年は隣接地域で企業による農地の活用が増加していることから、今後は未利用地等への企業誘致の推進を図る。

(イ) B地区（中主地区）

本地区は、県営ほ場整備事業および県営かんがい排水事業の実施により、汎用田として農用地のほとんどが、集団性200ha以上、傾斜度1/300未満、30a区画で構成されている。

これまでからも流動化による農地の利用集積を行い経営規模の拡大を図ってきたが、ほ場が分散し非効率な経営形態になっている地域もあり、今後もソフト・ハード両面での条件整備とあわせ、水稻、麦、大豆を中心とした農地の高度利用及び集团的土地利用の促進により、優良農地の確保及び計画的な土地利用を推進していく。

また、イチゴ等の施設栽培も盛んとなってきており、農業用施設用地としての利用に

ついて検討していく。

なお、大津湖南幹線の建設計画など都市計画事業については優良農地の保全に努めながら調整を図る。

(ウ) C地区（野洲川地区）

本地区は、野洲川改修事業によって農業経営の規模縮小を余儀なくされた農家の経営規模の拡大、担い手農家の育成及び果樹、野菜等の生産拡大を図ることを目的に廃川敷地を優良農地として利用するために県営農地開発事業が実施された地域であり、畑地かんがい施設も整備されていることから、野菜（小松菜、ほうれん草、水菜）をはじめ、都市近郊農業と消費地に隣接した利点を活かした野菜が栽培されている。

今後、生産体制の強化を行い、需要動向に応じた野菜及び果樹産地としての育成を図る。

(エ) D地区（野洲東部地区）

本地区は、日野川左岸に広がる祇王・篠原地域の農用地で、土地基盤整備が完了しており、集落営農も盛んであり、今後も水稻を中心とした集団的土地利用の促進を図るとともに効率的で収益性の高い作物の作付けについても検討する。

また、野菜・花き等園芸品目の安定的な供給を促進するため栽培施設の整備等により振興を図る。

市民農園については、都市と農村との交流の拡大による地域の活性化を図るとともに、農作業を通してゆとりある生活の確保及びやすらぎの場としての利活用を図る。

なお、本地域の一部では、区画形状が不整形で道水路も未整備な区域等、営農条件の厳しい農地も多く、有害鳥獣による被害も発生していることから、農作物の安定生産と農用地を確保するため、荒廃農地の発生抑制・再生を図るとともに、鳥獣等の生態に応じた対策を行い、営農環境の充実を図る。

(オ) E地区（野洲西部地区）

本地区は、野洲駅の北側及び三上山周辺に広がる農用地で、都市計画的土地利用および山地部周辺による地形的要因、国道8号野洲栗東バイパス事業等により、比較的小規模な団地規模で分散されていることから、市街化区域の見直しとの調整を図るとともに、都市近郊の立地条件を生かした農業を推進しつつ農地の保全に努める。

三上山周辺に展開する緩傾斜地帯の農用地については、土地基盤整備が完了しており、人・農地プランのもと、集落営農による農用地の高度利用を図るとともに、隣接する営農組合の統合など、広域的な営農を促進していく。

また、三上山やため池の景観などを活かし、観光農園や貸し農園等として農地の活用を図るとともに希望が丘文化公園・近江富士花緑公園の利用者をはじめ、近接する住宅団地を対象とした交流活動を行っていく。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2. 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

土地基盤の整備については、早期にほ場整備事業に着手し積極的に推進した結果、要ほ場整備面積に対してほ場整備済面積の割合は実施率98.1%となっており、農業の近代化及び経営の合理化を図るとともに優良農地の保全及び農地の高度利用に努めてきたところである。

今後も、一層の農業経営の安定及び生産コストの低減を図るため、農業の高付加価値化や担い手への利用集積・集約化を推進し、地域の特性に応じて農地の区画の拡大、水田の汎用化、ICT化等による水管理の効率化など国の進める農業競争力強化基盤整備事業を活用して、生産性の向上を促進するとともに、土地利用計画に基づいた効率的な農業投資を行う。

また、農業用水再編対策やストックマネジメント事業等により、農業水利施設の機能回復・長寿命化に重点を置いた施設のライフサイクルコストの低減と安全性を図り、節水・循環型の保全更新対策により琵琶湖の環境保全に配慮した農業基盤の整備を進める。

更に、農道、用排水路等の整備を促進し営農環境の充実を図る。

(ア) A地区（湖岸地区）

県営ほ場整備事業（野洲川地区）、かんがい排水事業及び畑地かんがい施設整備等の条件整備が早期に完了しており、今後、施設機能の維持・保全を図りつつ農地の流動化を促進する。

一方、かんがい施設が未整備であり、安定した用水確保が困難な一部の農地については、農業者の合意形成を得た中で農作業の効率化を図るための施設整備を検討し、荒廃農地の発生防止に努める。

(イ) B地区（中主地区）

団体営ほ場整備事業（中主北部地区）、県営ほ場整備事業（野洲川地区・中主地区）及びかんがい排水事業等の条件整備が完了しており、今後、施設機能の維持・保全を図るとともに、農地の流動化等による個別経営体への利用集積や集落営農を中心とした組織経営体の作業の効率化を促進するための条件整備も含め、生産性の高い優良農地を確保する。

(ウ) C地区（野洲川地区）

県営畑地帯開発整備事業により野洲川北流廃川敷地の跡地利用として造成された畑地を中心とする生産性の高い優良農地が形成されており、農業法人の参入も増えてきたことから、一大野菜産地への推進に向け、農業生産基盤の維持・保全を図る。

(エ) D地区（野洲東部地区）

団体営ほ場整備事業（大篠原地区・小堤地区）、県営ほ場整備事業（野洲地区・野洲川地区）及びかんがい排水事業等の条件整備が完了しており、今後、施設機能の維持・保全を図るとともに、農地の流動化等による個別経営体への農地集積や集落営農を中心とした組織経営体の作業の効率化を促進するための条件整備も含め、生産性の高い優良農地を確保する。

山手側に広がる緩傾斜地帯の農用地については、未整備地もあり、耕作放棄地の発生防止のため道水路の整備や湿田防止対策等の条件整備により営農環境の充実を図る。

また、ため池からの受益を受ける農地も多く、改修については生態系への配慮を行う。

(オ) E地区（野洲西部地区）

団体営ほ場整備事業（北桜地区・三上北地区・三上南地区）、県営ほ場整備事業（南桜地区）及びかんがい排水事業等の条件整備が完了しており、今後、施設機能の維持・保全を図るとともに、農地の流動化等による個別経営体への農地集積や集落営農を中心とした組織経営体の作業の効率化を促進するための条件整備も含め、生産性の高い優良農地を確保する。

市街化区域周辺の農用地については、非農業的土地利用との調整を行いつつ、一部の未整備地については荒廃農地の発生防止のため道水路の条件整備等により持続可能な営農環境の充実を図る。

また、今後さらに広域的な営農が実現できるよう、維持管理労力の軽減等を含めた営農環境の向上を図るための条件整備を推進していく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営農業水利施設保全合理化事業	管水路	野洲川下流地区	(2,079) 1,559	1	R6～R10
団体営農業基盤整備促進事業	区画整理等	野田地区	4	2	R3

附図2号 農業生産基盤整備開発計画図

※受益面積は、上段：地区全体 下段：野洲市域

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は、山地から琵琶湖に向かって緩やかな傾斜をなす平坦地からなり、各集落の神社や琵琶湖岸に森林が存在しているのをはじめ、三上山・妙光寺山・鏡山等の森林が存在している。

まとまりのある寺院・神社の樹林地等については、地域資源としての保護・保存とあわせて適切な維持管理により周辺環境と調和した樹木・樹林の保全に努める。琵琶湖岸については、在来生物の生育・生息空間の確保に配慮した湖岸緑地の整備を要請していく。

また、山地の森林は、林業生産の場であるとともに、水資源のかん養や県立希望が丘文化公園・近江富士花緑公園等野外レクリエーションの場として、多面的な機能を有している。特に農業振興との関連性では、農業用水の重要な水源地であることから、森林保全・里山保全事業の推進を図る。

4 他事業との関連

(都市計画事業)

本市は、昭和45年4月に大津湖南都市計画区域に指定された。同年7月には、区域区分が決定され、その後の変更により市街化区域が拡大されてきた。今後も、都市計画の決定および変更ならびに都市計画事業の実施に際しては、農業振興地域との関連に留意して関係機関と調整するとともに、優良農地の保全に努める。

(道路整備事業)

道路整備事業については、優良農地の保全と良好な営農環境に配慮し、非農業的土地利用の方向性と併せて整備促進を図る。

また、市内の幹線道路等については、交通体系を明確にし、新設および改修路線があるときは計画時点で周辺農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないよう関係機

関との調整を図る。

(河川改修事業)

浸水被害が出る農地については、過去の被害発生状況や今後の農用地周辺の開発等による土地利用の動向から、河川改修による効果を考慮した上で関係機関との協議・調整を図り、整備促進に努め、良好な営農環境の保全を図る。

(公園整備事業)

世代を超えた交流の場となる公園の整備や散策等を楽しむための緑地の整備については、配置バランスを考慮しつつ関係機関との調整を行い農村環境の保全に努める。

(史跡・名勝・天然記念物等)

農用地域域内に含まれる史跡・名勝・天然記念物等については、関係機関と協議し、文化財保護法の趣旨に則り、その保全・整備に努める。

(その他公共事業)

福祉、教育、その他公共関連施設等が掲げられるが、整備にあたっては農業振興上の土地利用に影響を及ぼさないことを基本とし、都市計画マスタープラン等との整合が図れる範囲内において、関係機関との調整を行う。

第3. 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、食糧を供給する機能に加え、国土や自然環境の保全、水資源のかん養など多様で極めて重要な役割を果たしている。

本市の農業用水は主に、鈴鹿山脈を源流とする野洲川からの取水施設、琵琶湖を水源としたかんがい排水施設、山裾部に点在するため池などで確保しており、各水利施設については、これまでから多くの土地改良事業において整備されてきており、今後も老朽化した施設の更新や改修に努めていく。

特に、防災重点ため池については、決壊等の災害を未然に防止するため、耐震安全度の点検を促進し、必要な改修整備等を実施するよう指導していく。

また、将来にわたり農用地を良好な状態で保全を行い農業生産力の維持していくため、荒廃農地の発生抑制・再生を図り、農地・水路等の基礎的な資源については、生物多様性保全や景観保全と合せた集落ぐるみの農地維持活動を基本とした保全を進めると共に、農地中間管理事業などを活用した担い手への集積・集約化を推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を確保し、農地の集団化が損なわれないよう農地保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

該当なし。

3 農用地等の保全のための活動

基幹水利施設については土地改良区が、農地や排水路の清掃、草刈り等は農業者や集落が担い、適正な管理を行っているところである。

農地・水路等の基礎的な資源の保全については、引き続き「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」等の地域ぐるみ活動により、農業経営体と小規模な兼業農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力を図る。

また、農用地としての機能低下を防止するため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査や農地利用状況調査で農地に関する情報の収集、整理、分析、提供を行うとともに、地理情報システム（GIS）で農用地等の管理を行い、農業委員会による農地法に基づく利用意向調査等の遊休地対策、また農業再生協議会による様々な制度を利用して荒廃農地対策を行い、荒廃農地の発生防止と再生利用に取り組む。

さらに、鳥獣による農作物の被害を防止するため、侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備等を進めるとともに、集落ぐるみによる環境点検活動を推進し、被害防止に取り組む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造については、京阪神地域に近接し利便性が高いことから、兼業農家が8割以上を占めている。近年は、兼業農家の高齢化が進むとともに農地中間管理機構を通じた農地の流動化が進み、スケールメリットを生かした大規模農家が増えている。特に10ha以上の専業農家数が増加し経営の合理化など、大規模農家への農地集積が進んでいる。

一方、基盤整備が未整備な地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地もある。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業として振興するため、将来(概ね10年後)の農業経営の発展目標である年間総労働時間2,000時間(主たる従事者1人当たり)、年間農業所得500万円程度(主たる従事者1人当たり)を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が本市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(農業経営の指標の例)

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
水稻作	<作付面積等> 水稻 27ha (水稻・麦・大豆)	<資本装備> (中型機械化一貫体系) トラクター (50ps) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 施肥田植機 (6条) 1台 <その他> ・麦、大豆については二毛作	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の実 施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稻 + 露地 野菜	<作付面積等> 水稻 18ha (水稻・麦・大 豆・露地野菜・大 豆作業受託)	<資本装備> トラクター 収穫機 動力噴霧器 ブルムスプレイヤー ブロードキャスター		・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保

水稲 + 施設 野菜	<作付面積等> 水稲 =2.0ha 施設野菜 5,000㎡	<資本装備> トラクター パイプハウス 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 社会保険等の加入 施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
施設野菜	<作付面積等> パイプハウス 5,000㎡ (軟弱野菜)	<資本装備> トラクター パイプハウス 動力噴霧器		
	<作付面積等> パイプハウス 2,500㎡ (果菜類)			
花き	<作付面積等> パイプハウス 3,000㎡ (施設花き)	<資本装備> トラクター パイプハウス 動力噴霧器		
果樹	<作付面積等> 樹園地 1ha (ナシ) <作付面積等> 樹園地 0.8ha (ブドウ)	<資本装備> トラクター スピードスプレイヤー		

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

[法人経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作	<経営面積等> 水田 60ha (水稲・麦・大豆)	<資本整備> (大型機械化一貫体系) トラクター(70ps) 1台 コンバイン(5条刈) 1台 施肥田植機(8条) 1台 他 <その他> ・麦、大豆については二毛作	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

(注) 法人経営体に係る農業経営の指標においては、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者2人と、常時雇用2人を基本とし、農繁期は臨時雇用の活用を前提としている。

[集落営農経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
集落営農経営	<経営面積等> 水田 30ha程度 (水稲＋麦＋大豆)	<資本整備> トラクター(50ps) 2台 コンバイン(4条、5条刈) 2台 施肥田植機(6条) 2台 <その他> ・小麦跡に大豆の作付け ・乾燥調製はカントリーを利用	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・作物別・品種別に団地化 ・経理の一元化	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・集落のほぼ全面積を営農組織が受託

(注) 集落営農とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、米・麦・大豆を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者、集落営農組織などの担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、分散農地を担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め荒廃農地化し、野洲市の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、「認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成」、「地域の実情にあわせた多様な担い手の育成」、「人・農地プランの作成や見直し」、「農地中間管理事業、農地利用集積円滑化団体の活用による農地の面的集積の促進」、「荒廃農地解消のための各種施策等の実施等」を進め、野洲市の農地について効率的な利用が図られることを目指す。

(農用地等の流動化)

農地中間管理機構や農業委員会などと協力し、農地の利用調整や掘り起こし作業を行うとともに、リタイヤまたは経営規模を縮小する農家の農用地について流動化を促進し、営農意欲の高い認定農業者をはじめ担い手への集積を図ることによって、農地の有効活用を行い地域農業の振興を図る。

(認定農業者と集落営農組織の連携)

令和2年3月末時点での市内の認定農業者は117経営体で、この内16経営体が法人化されている。青年層の農業者や定年就農者の認定もあり、認定農業者は増加傾向にあり、今後も定年退職者の就農による認定と青年農業者が新たに認定を受けられるよう支援する。

また、集落営農は53の集落において24の集落営農組織が構成されているが、麦や大豆の集団

栽培のために組織された任意団体が多く、また、構成員の高齢化も懸念されている。経営基盤を強化するため、水稲も含めた集落営農組織の法人化に向けたリーダーの育成支援や集落営農組織同士の協力体制の確立等の広域化に向けた支援を行う。

さらに、人・農地プランの実質化を推進し、集落営農組織と認定農業者の役割を明確にする中で、地域農業の継続的な発展に努める。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- ① 地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構等を積極的に活用し、経営規模の拡大と経営改善を図り、経営管理の熟度に応じて農業経営の法人化を促進する。
- ② 集落営農組織などの生産組織の育成を図るとともに、農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化により農作業の効率化を促進する。
- ③ 高収益作物の導入及びその産地形成を推進するとともに、消費者の多様なニーズに対応する流通システムの整備を促進する。
- ④ 新規就農者の受け入れのために、土地利用調整、技術研修、営農指導体制の整備を、集落機能を活かしながら推進する。
- ⑤ 女性農業者については、農業経営改善計画の申請の推進や集落営農組織への参加等を通じ、農業経営への参画を一層促進する。
- ⑥ 高齢化や後継者不在による労働力の不足を補うため、スマート農業を推進する。

ア A地区（湖岸地区）

本地区は、市内においても有数の畑地帯であり、一方では琵琶湖岸一帯のレクリエーション施設に多くの来訪があり、多様な人々が交流する地域である。こうしたことから、野菜、花き等を主体として特産物の開発をはじめ、滋賀・京都・大阪へ販路の拡大など更なる野菜の産地としての確立に努め、直売等による市場の開拓を図る。また、来訪者が利用できる農園など、消費者と農業者が交流できる農業を育成することにより農業経営の安定に努める。

水稲については担い手を中心とし、更なる利用集積及び集約を促進する。

イ B地区（中主地区）

本地区は、農業生産法人等による農地の大規模集積が進んでいる地域であり、水稲を基幹として麦、大豆などの主要作物を中心としたブロックローテーションにより土地利用型農業の推進を図り、更なる経営規模の拡大を目指し経営の安定に努める。

また、米のブランド化をはじめ、オーナー制度による交流やスーパーなどの民間流通による販路拡大も検討し、米に特化した農業振興を図る。

ウ C地区（野洲川地区）

本地区は、県営畑地帯開発事業により整備された畑地帯であり、農産物の需要動向に対応した農業に寄与することを期待された地区であり、農業生産法人の参入も増えており、大規模経営の推進による、畑の生産団地化を図る。

また、地域の農産物の直売所の活用により地域農業の振興を図る。

なお、一部の未利用地については利用促進に努める。

エ D地区（野洲東部地区）

本地区は経営規模の大きい農家が多く、水稲を基幹として麦、大豆などの主要作物を中心としたブロックローテーションにより土地利用型農業の推進を図り、更なる経営規模の拡大を目指し経営の安定に努める。

また、篠原もちについては、江戸時代からの文献が残る伝統的な特産品であり、地域ブランドとしてその活用を検討し、高付加価値化を図っていく。

一部、湿田対策の必要な農地については、水稻での新規需要米や飼料用米への誘導を図る。

オ E地区（野洲西部地区）

本地区は集落営農が進み、集落協業経営方式を取り入れた集落もあり、水稻を基幹として麦、大豆などの主要作物を中心としたブロックローテーションにより土地利用型農業の推進を図り、更なる経営規模の拡大を目指し経営の安定に努める。

また、北桜の人参や南桜のかんぴょうなどをはじめ、地域の特長ある農産物の生産振興を図り、特産品としての定着をめざす。

なお、市街化に隣接した地域については立地条件を活かした農業経営方法の検討を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5. 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、水稻を基幹としながら、きゅうり・トマト・レタス・春菊等の施設野菜を中心に生産を行っている。

水稻については、経営規模の拡大、生産の組織化を通じた生産コストの低減が急務となっており、自立経営農家を中心とする集落単位での組織化または法人化を図り、減農薬栽培等の環境にこだわった米づくりを推進する。

野菜、果樹、花きについては、新鮮で高品質な作物の安定供給のため、低コスト・省力化技術の導入や栽培施設の整備による生産拡大を図る。

以上の産地基幹施設の整備を行うため、強い農業づくり交付金等を活用し、施設の近代化等を推進する。

< 米 >

- ・早生品種の登熟期における高温回避のため、遅植え対策に取り組む
- ・遅植えにあわせて疎植（50～60株/坪）に取り組み、乳白、青未熟等、被害粒の発生を軽減するとともに整粒歩合の向上を図り、高品質米の生産に努める
- ・土づくり、中干し、病害虫防除、肥培管理、適期収穫、乾燥調製などの基本技術の再認識と「稲栽培ごよみ」の励行によって「野洲産米」全体の品質の底上げを図り、「売れる米づくり」に努める
- ・米の食味を計測し、生産者に対して食味結果や販売状況等の情報のフィードバックを行い、次年度の良食味米生産に役立てるとともに、これに応じて作付面積の調整や品種の転換がスムーズに図れる体制づくりを構築する
- ・新規需要米の生産拡大を図り、地産地消による市場拡大に取り組む
- ・認定農業者や集落営農を中心とした高能率な生産体制の確立を図り、農業機械の過剰投資を抑制するとともに、生産技術の一層の向上に努める
- ・麦・大豆が不向きな農地での米粉・飼料用米の栽培を推進するとともに、農商工の連携を推進し、持続可能な生産販売体制を確立する

< 麦 >

- ・生産量及び品質の安定化が最も重要であるため、土づくり、排水対策、病害虫防除、穂肥・実肥の施用（適期・量）等の栽培技術を確立する
- ・適期収穫、適正仕分け、乾燥調製技術の向上等により品質保持を図る
- ・品種の混在防止対策の徹底を図り、均一化された品質を確保する
- ・実需者ニーズに適応した売れる品種への作付転換を図る

< 大豆 >

- ・播種時における排水対策の強化徹底と播種時期を遅らせるなど適期播種に努め、生産面積や生産量の安定化を図る
- ・品質向上と生産量の安定化のため、土づくり、排水対策、病害虫防除等の栽培技術を確立する
- ・展示圃を設置し、省力栽培方法等の研究開発を行う

< 野菜 >

- ・若い世代への畑の利用を促進し、魅力ある農業経営が行えるよう、土地の確保や技術の継承、販路の開拓等の支援とともに、生産性、収益性などを高める新技術の支援等を関係機関と連携し促進する
- ・滋賀県が推進する環境こだわり農産物の作付面積を拡大し、高付加価値化を図る

<果 樹>

- ・野菜と同様、担い手の育成を推進するとともに、6次産業化など農業経営の多角化により新たな展開を見出す
- ・コストの低減、作業労力の低減とあわせて、適正な栽培管理、土づくり等による生産性の向上をめざす
- ・既存産地の活性化、新産地の育成を図っていくため、生産組織の充実と集団栽培の推進、高性能作業機械の導入等を図り、合理的な農業経営に努める

<花 き>

- ・最近の需要動向を考慮して、菊については、生産調整と一体的に生産の拡大を図る
- ・省エネルギー型温室での生産を軸に振興を図る
- ・「産地銘柄」の確立や生産性の向上のため優良品種の導入・集団化・組織化を推進し、生産技術の高位平準化を図るとともに、高能率な花き生産団地を育成する

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6．農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者や新たに農業参入を志す青年や定年退職者等のIターン・Uターン農業者などに対して、就農相談、技術経営相談、情報提供等を、県就農相談センターをはじめ、大津・南部農業農村振興事務所農産普及課、JAレーク滋賀営農センター等との連携のもとで推進する。

2 農業就業者育成確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課、JAレーク滋賀営農センター、湖南地域農業センター、農業委員会等の関係機関による相互の連携の下で濃密な指導を行い、意欲ある就農希望青年者等に対し、農業次世代人材投資事業を活用しつつサポート体制を整える。

以上の相互連携により、集落営農組織のリーダーの育成及び、法人化を目指す集落営農組織を対象に、経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行うと共に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、人・農地プランや中間管理事業などを活用して、担い手への農地利用の集積、集約化を行うよう努める。

また、市においては、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、人・農地プランの作成や見直しを支援するとともに徹底した話し合いを促進するよう誘導する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業経営形態は、第2種兼業農家が大半を占めており、農業機械の大型化、省力化による余剰労働力の増加や農作物価格の低迷による所得の低下等により、多くの農業労働力が他産業に流出している。

このため、農業従事者の就業機会の確保を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要因の一つでもあり、不安定な就労農業従事者にあっては、安定的な就労への積極的な誘導を図る必要がある。

こうしたことから、地域での雇用の創出を図ることにより、定住条件の向上に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

既存の工業地の有効活用による工場の拡張や関連企業の進出等を進め、地域における雇用拡大を図り、若年層の農村集落での定住化及び農村地域の活性化に努める。

さらに、おいで野洲まるかじり協議会による事業で、市内の生産者と飲食店がコラボして新メニューの開発・販売を行うなど、地産地消の取り組みが活発化している。このほか、農業者が自分で栽培したものを加工し、自己の直売所にて販売を行う6次産業の創出など新たなビジネスに関する機運が盛り上がりつつある。

今後も農業者の能力、技術を活用した農業関連産業の育成および地場産業の振興に努め、農業従事者の安定的な就業を図るほか、農業者と商工業者が有する経営資源をつなぐ機会や情報の提供を行いつつ、生産から加工販売までの6次産業化を推進する。

また、農村地域への産業導入の促進等に関する法律に基づき、地域社会との調和、公害防止等の環境保全に留意する中で、農村地域の振興と安定した就業機会の確保に必要な産業の導入については、必要に応じて計画的に進めていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8. 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市では、第2次野洲市総合計画において、農林水産業のめざす姿として、「効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する『栄統的』な農林水産業が営まれています」としている。

市民が気軽に農林水産業に関わることができる環境の整備や、環境に優しい農業を推進し、地域と協働して良好な環境を保全していくことが必要である。

そのため、「農地、森林、水環境の良好な保全」を一つの取組方針として掲げ、農地や森林、水環境の果たす多面的機能についての理解を促進し、地域で連携して環境保全に取り組んでいく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、保健休養や水資源のかん養としての機能を果たしているほか、土砂の流出及び崩壊等の災害防止機能として保全的な役割を有している。

野洲市森林整備計画のもと、森林レクリエーション空間としての活用、水源かん養、災害防備等、森林施業の充実を図るとともに、林産物の振興、間伐材等の有効活用、森林組合への支援等、経済林として一面的にとらえるのではなく、森林のもつ多面的機能に着目した利用を図っていく。

一方で、身近な里山については、間伐ができていないなど荒廃が進行しているところが見られ、適正な保全・管理対策が必要となっている。近年、里山の環境等に対する市民の関心も高まりつつあるものの、十分とはいえない状況であり、関係団体、県等との連携のもと、市民の意識啓発とともに、所有者との調整も行いながら緑の環境保全を推進していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

本市では、早期より生産基盤整備に取り組み、地域農業の振興を図ってきた。今後、それら施設の機能保全対策とともに耐用年数を迎える施設について更新整備を実施していく必要がある中で、地域の環境との調和に配慮しつつ、営農基盤・営農環境の整備・充実を図り、併せて生活環境の改善整備に努める。

第9. 附図（別添）

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開計画図（附図2号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は、次表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、同表の「農用地区域に含める土地」欄に掲げる土地とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

農用地区域は、次表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、同表の「農用地区域に含める土地」欄に掲げる土地とする。

（2）用途区分

農用地区域内の農業上の用途は、次表の「農用地区域に含める土地」欄で、用途色別（農地は青色、農業用施設用地は橙色）によるものとし、用途区分面積は、「農用地区域の面積」欄に掲げる用途区分別内訳のとおりとする。

地区番号 区域番号	区域の範囲	農用地区域に含める土地	農用地区域の面積			
			現況農用地等		現況森林原野等	
A-1	・大字吉川で野洲川北流廃川敷地左岸より西側の区域及び同右岸より東側の区域 ・野洲川北流廃川敷地で市道吉川川尻線より下流100mから下流の区域 ・大字菖蒲及び喜合の全域	次の図面(附図1号)に青色及び橙色で着色した部分	田 212ha 畑 45ha 小計 258ha 施設用地 1ha 合計 259ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 258ha 施設用地 1ha 合計 259ha	
B-1	・大字野田、五条、安治及び須原の全域 ・大字堤及び井口で野洲川北流廃川敷地右岸より東側の区域 ・大字六条で市街化区域を除き野洲川北流廃川敷地右岸より東側の区域	次の図面(附図1号)に青色及び橙色で着色した部分	田 515ha 畑 18ha 小計 533ha 施設用地 3ha 合計 536ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 533ha 施設用地 3ha 合計 536ha	
B-2	・大字小比江、北比江、比留田、木部、虫生及び八夫の全域 ・大字吉地及び西河原で市街化区域を除いた区域 ・大字比江及び乙窪で市街化区域を除き野洲川北流廃川敷地右岸より東側の区域	次の図面(附図1号)に青色及び橙色で着色した部分	田 518ha 畑 27ha 小計 546ha 施設用地 2ha 合計 548ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 546ha 施設用地 2ha 合計 548ha	
C-1	・野洲川北流廃川敷地で市道吉川川尻線より下流100mから上流の区域	次の図面(附図1号)に青色で着色した部分	田 10ha 畑 51ha 小計 61ha 施設用地 0ha 合計 62ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 61ha 施設用地 0ha 合計 62ha	
D-1	・大字小南・高木・長島及び入町の全域 ・大字大篠原で国道8号より湖側の区域 ・大字北・中北・永原の全域 ・大字上屋の区域(ただし、宇野田、上紫原の一部を除く)	次の図面(附図1号)に青色及び橙色で着色した部分	田 560ha 畑 12ha 小計 572ha 施設用地 14ha 合計 586ha	森林原野 -ha その他 4ha 合計 4ha	農地 572ha 施設用地 14ha その他 4ha 合計 590ha	
D-2	・大字小堤の全域 ・大字大篠原国道8号より山手側の区域	次の図面(附図1号)に青色及び橙色で着色した部分	田 42ha 畑 2ha 小計 44ha 施設用地 1ha 合計 45ha	森林原野 -ha その他 2ha 合計 2ha	農地 44ha 施設用地 1ha その他 2ha 合計 47ha	
D-3	・大字上屋字野田、上紫原で家棟川より西側の区域 ・大字辻町の全域 ・大字富波乙で琵琶湖線より山手側の区域 ・大字小篠原で琵琶湖線より山手側の区域	次の図面(附図1号)に青色で着色した部分	田 36ha 畑 1ha 小計 37ha 施設用地 -ha 合計 37ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 37ha 施設用地 -ha 合計 37ha	
E-1	・大字五之里、竹生の全域 ・大字富波甲、富波乙及び久野部で県道大津・能登川・長浜線より湖側の区域 ・大字市三宅で町道寺角・宮の前線より東側の区域	次の図面(附図1号)に青色及び橙色で着色した部分	田 140ha 畑 4ha 小計 144ha 施設用地 4ha 合計 148ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 144ha 施設用地 4ha 合計 148ha	
E-2	・大字市三宅で市道寺角・宮の前線より西側の区域 ・大字野洲、行畑で琵琶湖線より湖側の区域	次の図面(附図1号)に青色で着色した部分	田 17ha 畑 3ha 小計 19ha 施設用地 0ha 合計 20ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 19ha 施設用地 0ha 合計 20ha	
E-3	・大字行畑で琵琶湖線より山手側の区域 ・大字妙光寺の全域 ・大字三上の全域	次の図面(附図1号)に青色で着色した部分	田 76ha 畑 1ha 小計 77ha 施設用地 -ha 合計 77ha	森林原野 -ha その他 -ha 合計 -ha	農地 77ha 施設用地 -ha 合計 77ha	
E-4	・大字南桜と北桜の全域	次の図面(附図1号)に青色で着色した部分	田 133ha 畑 6ha 小計 138ha 施設用地 1ha 合計 139ha	森林原野 -ha その他 -ha 小計 -ha	農地 138ha 施設用地 1ha 小計 139ha	
計			田 2,258ha 畑 171ha 小計 2,429ha 施設用地 25ha 合計 2,454ha	森林原野 -ha その他 6ha 合計 6ha	農地 2,429ha 施設用地 25ha その他 6ha 合計 2,460ha	

※端数処理の関係上、各項目を合計した値と、合計欄の数値が合わない場合あり